

保護者各位

## モバイルルーター等の貸与について

寒河江市教育委員会

寒河江市では、1人1台タブレットを家庭学習での活用に必要な、各ご家庭のWi-Fi通信環境整備を支援するため、モバイルルーター等を市内に居住する小中学生又は就学予定者の保護者および市内小中学校に通学する児童生徒又は就学予定者の保護者に無償貸与します。

### 【貸与を行う物品および個数】

モバイルルーターおよびその付属品を1世帯につき1台※SIMカードは含まれません。通信費は各ご家庭での負担となります。

### 【対象者】

次のいずれかに該当する者

- ①市内に居住する小中学生の保護者
- ②市内小中学校に通う児童生徒の保護者
- ③市内に居住し、申請日から3ヵ月以内に就学を予定する者の保護者
- ④申請日から3ヵ月以内に市内小中学校に就学を予定する者の保護者

### 【貸与期間】

令和3年度の3月末日(土曜日曜及び祝日を除く)

※ただし、令和3年度4月1日時点で対象の要件を満たさないことが認められる場合、令和2年度の3月末日(土曜日曜および祝日を除く)までとします。

### 【申請方法】

- 申請に必要な書類 **寒河江市モバイルルーター等貸与申請書**  
(寒河江市HPからダウンロードまたは、学校教育課でお受け取りください。)
- 提出先
- |                      |   |                |
|----------------------|---|----------------|
| 市内各幼児教育・保育施設に通っている場合 | → | 在籍する幼児教育・保育施設  |
| 市内各小中学校に通学している場合     | → | 在籍する小中学校       |
| 市外の幼児教育・保育施設に通っている場合 | → | 寒河江市教育委員会学校教育課 |
| 市外の小中学校に通学している場合     | → | 寒河江市教育委員会学校教育課 |
- 第一次提出期限 **令和3年2月4日(木)**

第一次提出期限以降も随時申請可能ですが、貸与日が遅くなる可能性がありますのでご注意ください。

### 【モバイルルーター等の受け取り方法】

申請書提出後、別途通知のある期日以降に、寒河江市教育委員会学校教育課(市役所4階)にお越しください。  
(土曜日曜および祝日を除く)

### 【貸与後の注意事項】

#### ○モバイルルーター等の返却について

以下の場合、返却届を添えて貸与物品を返却してください。

貸与の継続の手続きを行わない場合

貸与期間に関わらず、対象者の要件に該当しなくなった場合

モバイルルーター等を児童生徒の学習で使用する必要がなくなった場合 等

#### ○モバイルルーター等の破損または紛失について

モバイルルーター等の一部もしくは全部を破損または紛失したときは、速やかに破損・紛失等届を提出してください。弁償及び修理に係る費用は借受者の負担となります。